

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】

2024 年 4 月 1 日 ~ 2027 年 3 月 31 日までの 3 年間

【計画内容】

- 目標：年間 7 日以上の有給休暇取得率を 80 %にする
- 対策：2024 年 4 月 1 日から有給休暇取得の理解が得られるような、環境を構築するために、業務の進め方や最適なシフト作成が行えるよう上長の指揮だけでなく、関連する職員が協力して実現するよう努力する。